

指定介護老人福祉施設 恵昭園 開設者 殿  
管理者 殿

福岡県保健医療介護部長  
(介護保険課監査指導第一係)

平成 30 年度指定介護老人福祉施設等実地指導の結果について (通知)

このことについて、介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 24 条の規定等に基づき、下記のとおり実地指導を行ったところ、おおむね適正な運営が図られていることが確認されました。

つきましては、今後とも介護保険サービスの向上及び保険請求の適正化に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 指導年月日 平成 30 年 7 月 24 日 (火)
- 2 指導対象 指定介護老人福祉施設 恵昭園  
指定(介護予防)短期入所生活介護 特別養護老人ホーム恵昭園

社会福祉法人 恵徳会 理事長

福岡県保健医療介護部長  
(介護保険課監査指導第一係)



社会福祉法人等指導監査の結果について (通知)

さきに社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第56条第1項及び老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第18条第2項の規定に基づく監査を下記のとおり実施しましたが、その結果、別紙のとおり是正及び改善を要する事項が認められましたので、現地において職員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、「指摘事項」については、理事会において審議の上、理事会議事録 (写し) 並びに是正及び改善状況を確認できる資料を添付して、別紙様式1及び2により、下記の提出期限までに是正改善結果を報告してください。

また、その他の指導事項については、今後の法人及び施設の適正な運営が確保されるよう、理事会において検討してください。次回の実地監査等で改善状況を確認します。

※ 理事会議事録 (写し) について

本件通知にて報告を求める事項以外の議案・報告事項部分については、省略しても差し支えありません。

ただし、その場合においては、原本に基づき正しく作成された抄本であることについて、理事長公印により証明をしてください。

記

- 1 監査年月日 平成 30 年 7 月 24 日 (火)  
平成 30 年 7 月 25 日 (水)
- 2 監査対象 社会福祉法人 恵徳会  
特別養護老人ホーム 恵昭園  
特別養護老人ホーム アネックス恵昭園  
養護老人ホーム 双葉
- 3 提出期限 平成 31 年 5 月 20 日 (月)

<指摘事項>

法人運営

法人運営

- ア 業務執行理事1名について、理事会で選任されていることが理事会議事録等で確認できません。速やかに理事会を開催の上、選任されていない業務執行理事を選任してください。
- イ 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議により定められていませんので、必要な手続を経て定めてください。
- ウ 評議員及び役員(理事・監事)に対する報酬等の支給基準に不備があるため、社会福祉法施行規則第2条の42等に従い基準を改正し、評議員会の決議を受けてください。
- エ 評議員及び役員に対する報酬等について、報酬等の支給の基準を作成するに当たっては、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他事情を考慮して検討を行い、評議員会議事録若しくは会議資料又は評議員会の議案提案を行う理事会の議事録若しくは会議資料として記録を残してください。

<指導事項>

施設運営

(1) 利用者処遇

ア 身体拘束等の適正化に取り組むために適正化のための指針を整備し、幅広い職種で構成する「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3月に1回以上開催し、その結果を職員に周知してください。

イ 高齢者虐待防止について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)に基づき、指針を整備し、虐待防止対策委員会を設置し、委員会を開催してください。(双葉)

~~(2) 職員処遇~~

~~＝現行の育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法を踏まえ、育児・介護休業に関する規程等を改正してください。＝~~

(3) 災害・防犯対策

ア 地震に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を実施し、その記録を残してください。【一部前回指導事項】

イ 風水害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を実施し、その記録を残してください。(双葉) 【前回指導事項】

ウ 施設は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条に基づく土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当する可能性があるため、市に確認の上、該当する場合は、避難確保計画を作成し、市に提出するとともに、避難訓練を実施してください。(双葉)

エ 不審者の侵入に備え、利用者及び職員の安全の確保を図るため、県ホームページに掲載している「高齢者福祉施設等における防犯マニュアル作成ガイドライン」を参考に、防犯マニュアルを作成するとともに、防犯(避難)訓練、職員研修を実施し、防犯意識の向上に取り組んでください。(双葉)

(別紙様式2)

法人名 社会福祉法人恵徳会  
施設名 特別養護老人ホーム恵昭園  
特別養護老人ホームアネックス恵昭園  
養護老人ホーム双葉

監査年月日(平成30年7月24日、25日)

指摘事項	改善状況
<p>法人運営 ア 業務執行理事1名について、理事会で選任されていることが理事会議事録等で確認できません。速やかに理事会開催の上、選任されていない業務執行理事を選任してください</p>	<p>平成30年9月26日開催の理事会において、手嶋實理事を業務執行理事として選任済み</p>
<p>イ 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議により定められていませんので、必要な手続きを経て定めてください。</p>	<p>平成31年6月に予定している定時評議員会にて議案提出し承認いただくこととしている。</p>
<p>ウ 評議員及び役員(理事・監事)に対する報酬等の支給基準に不備があるため、社会福祉法施行規則第2条の42等に従い基準を改正し、評議員会の決議を受けてください。</p>	<p>評議員及び役員の勤務形態に応じた一般的な役員報酬額等を調査のうえ基準を作成し、平成31年6月に予定している理事会及び定時評議員会にて議案提出し承認いただくこととしている。</p>
<p>エ 評議員及び役員に対する報酬等について、報酬等の支給基準を作成するに当たっては、民間事業所の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮して検討を行い、評議員会議事録若しくは会議資料又は評議員会の議案提案を行う理事会の議事録若しくは会議資料として記録を残してください。</p>	<p>評議員及び役員の勤務形態に応じた一般的な役員報酬額等を調査のうえ基準を作成し、平成31年6月に予定している理事会及び定時評議員会にて議案提出し承認いただき、議事録の作成、調査資料の保存を行う。</p>

監査年月日(平成30年7月24日、25日)

指 導 事 項	改 善 状 況
<p>施設運営</p> <p>(1)利用者処遇</p> <p>ア 身体拘束等の適正化に取り組むために適正化の ための指針を整備し、幅広い職種で構成する「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を3月に1回以上開催し、その結果を職員に周知してください。(双葉)</p> <p>イ 高齢者虐待防止について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)に基づき、指針を整備し、虐待防止対策委員会を設置し、委員会を開催してください。(双葉)</p> <p>(2)災害・防犯対策</p> <p>ア 地震に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を実施し、その記録を残してください。 [一部前回指導事項]</p> <p>イ 風水害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を実施し、その記録を残してください。 (双葉) [前回指導事項]</p> <p>ウ 施設は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57条)第8条に基づく土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に該当する可能性があるため、市に確認の上、該当する場合は、避難確保計画を作成し、市に提出するとともに、避難訓練を実施してください。(双葉)</p> <p>エ 不審者の侵入に備え、利用者及び職員の安全の確保を図るため、県ホームページに掲載している「高齢者福祉施設等における防犯マニュアル作成ガイドライン」を参考に、防犯マニュアルを作成するとともに、防犯(避難)訓練、職員研修を実施し、防犯意識の向上に取り組んでください。 (双葉)</p>	<p>法人全体で「身体拘束適正化のための指針」を見直し、毎月開催するリスク委員会の中で身体拘束の状況等を話し、結果等についてはのスタッフ会議を通じ、関係職員に周知することとしました</p> <p>法人全体で「高齢者虐待防止のための指針」を作成するとともに、毎月開催するリスク委員会及びサービス向上委員会のなかで虐待防止について話し合いを行い、結果等についてはのスタッフ会議を通じ、関係職員に周知することとしました</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恵昭園—30年11月 実施</li> <li>・若杉の里—平成30年8月 実施</li> <li>・双葉 (平成31年度に実施)</li> </ul> <p>「風水害対策」、「地震対策」のマニュアルを作成し、職員に対する教育研修を数回実施しているが、実際の風水害を想定した訓練(避難や救出等)を実施していないため、再度マニュアル等を見直しするとともに、年間を通じ定期的な実施訓練を行います。 双葉 (風水害) 平成31年度に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間/定期的訓練 1回/年以上</li> </ul> <p>洪水時の避難確保計画書を今年度中に作成し、次年度において避難訓練を実施する。 太宰府市防災課に問い合わせたところ、要配慮利用施設に該当するとのことから、避難確保計画を作成するとともに、1回/年以上の避難訓練を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難確保計画書 (作成済み)</li> <li>(2) 避難訓練 (平成31年度に実施)</li> </ul> <p>平成31年2月22日に粕屋警察署防犯係より2名の講師を招き研修を行った。(不審者に対する声掛け、防犯機器を用いた実技演習) ※恵昭園・若杉の里・双葉・なの国合同研修</p>

保監第163号  
平成31年 3月20日

社会福祉法人恵徳会 理事長

福岡市長 高島 宗一郎  
(保健福祉局高齢社会部監査指導)



社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

本市の保健福祉行政の推進について、日頃から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、平成30年12月19日（水）に、特別養護老人ホームなどの国を対象とする社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第70条等に基づく指導監査を実施した結果、別紙のとおり改善を要する事項がありましたので、通知します。  
なお、指摘事項に事実誤認等があれば、速やかにお知らせください。

記

- 1 評価区分Aに該当する事項は、ありませんでした。
- 2 評価区分Bの事項については、改善時期及び具体的な改善状況を別紙様式に記載し、改善状況を証する書類（写し可）を添付のうえ、平成31年5月17日（金）までに報告してください。
- 3 その他、現地において指示いたしました事項（評価区分Cの事項）については、確実に是正改善をお願いします。

〔参考〕指導監査事項の評価区分について

評価区分	説 明	指導形態	改善報告
A	1 福祉関係法令又は通知等に明らかに違反しており、社会福祉事業等の経営に重大な支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉事業等の経営の根幹に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書	要 (文書)
B	1 福祉関係法令又は通知等に照らして不備があり、社会福祉事業等の経営に支障が生じている又は生じるおそれがあり、改善を必要とする場合 2 社会福祉事業等の経営に関わる事項であり、改善を必要とする場合	文書	要 (文書)
C	評価区分のA又はBには該当しないが、改善を必要とする場合	口頭	不要

- 評価区分の決定にあたっては、各評価区分の説明欄に示す内容により取り扱うこととしますが、違反や不備に至った経緯、背景や、指導を行った時点の施設の対応状況等を勘案して決定する場合があります。
- 前回指導したにもかかわらず、改善されていない場合は、上位の評価区分とする場合があります。
- 評価区分Aの改善指示事項（要約）及び改善状況を福岡市のホームページで公表します。





30 粕保福第 12343 号  
平成30年11月27日

介護老人保健施設 若杉の里 管理者殿

福岡県粕屋保健福祉事務所長  
(監査指導課)



介護老人保健施設実地指導の結果について (通知)

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第24条、第76条、第100条及び第115条の7の規定に基づき実施しました実地指導の結果について別紙のとおり通知します。

なお、今回は改善報告書の提出を要する指摘事項はありません。

1 実地指導施設名

介護老人保健施設 若杉の里

2 実施年月日

平成30年9月7日 (金)

3 通知文

別紙のとおり

〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26  
福岡県粕屋保健福祉事務所監査指導課  
担当 進藤、志牟田  
電話 092-939-1593 fax 092-939-1186

# 平成30年度実地指導事項

## 介護老人保健施設 若杉の里

(実施日 平成30年9月7日)

### 1 文書指摘事項

### 2 文書指導事項

### 3 口頭指導事項

不審者対応防犯マニュアルについては平成30年1月に作成されていますが、今後不審者侵入に備えた防犯訓練や職員研修を実施してください。

(福岡県高齢者福祉施設等における防犯マニュアル作成ガイドライン)